

公益財団法人やまがた農業支援センター
特別栽培農産物認証業務規程

最終改正 令和2年10月30日

公益財団法人 やまがた農業支援センター
特別栽培農産物認証業務規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「センター」という。）が特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号農産園芸局長、食品流通局長及び食糧庁長官通達。以下「ガイドライン」という。）及び山形県特別栽培農産物認証要綱に基づき、山形県で生産される特別栽培農産物の認証業務について、必要な事項を定めるものとする。

(認証業務の方針)

第2条 センターが行う認証業務の方針は、次のとおりとし、すべての業務はこの方針に基づいて行われるものとする。

- (1) 認証に係る業務を公平、公正、迅速に行う。
- (2) 認証の信頼性を確保するため、認証業務を行うものは必要な技術能力の維持・向上に努める。
- (3) 認証業務の過程で知り得た申請者に関する個人情報の秘密保持、認証業務の客観性及び公平性の確保のため、他の業務部門からの影響の排除に努める。

(認証の対象)

第3条 認証の対象は、不特定多数の消費者及び加工・業務用として特定の業者に販売される特別栽培農産物とする。

- 2 認証の対象作物は、山形県が策定している「特別栽培農産物の表示の基準となる化学肥料及び節減対象農薬の慣行レベル」に定める作物とする。

(認証の申請者)

第4条 認証を受けようとするもの（以下「認証申請者」という。）は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 第12条第1項又は第2項の規定による認証登録の取り消しを受けた日から1年を経過していないものでないこと。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 生産者又は生産組織あるいは法人（以下「生産組織等」という。）
 - ロ 生産組織等がセンターの認証を受け生産する特別栽培玄米を精米、又は小分け等をして販売しようとする販売業者（以下「販売者」という。）

- 2 認証申請者は、栽培管理、品質管理、出荷及び販売、表示等の適正を図るため、生産組織等にあっては次に定める栽培責任者及び確認責任者を、販売者（生産組織等で自ら生産する特別栽培米を精米又は小分け等をして販売しようとする場合を含む。）にあっては次に定める精米責任者及び精米確認者を置くものとする。

- (1) 栽培責任者 生産組織等の品目部会や研究会を統括する生産者代表で、認証申請

に係る農作物の栽培管理を行う者（ただし、第3項第1号の現場栽培責任者を置く場合にあつては、栽培管理の指導を行う者）をいう。

(2) 確認責任者 当該地域の農業に精通し技術的な指導力を有する者で、認証申請に係る農作物の栽培の管理方法の調査、管理等に係る記録内容の確認及び栽培責任者による管理等についての指導を行う者（ただし、第3項第2号の現場確認責任者を置く場合にあつては、調査、確認及び指導の統括を行う者）をいう。

(3) 精米責任者 販売者又は生産組織等の精米業務を統括する実務者で、とう精施設において原料である玄米をとう精する者をいう。

(4) 精米確認者 米穀に関して一定の知識を有する者で、とう精の実績等の調査、実績等に係る記録内容の確認及び精米責任者によるとう精についての指導を行う者をいう。

3 生産組織等及び精米を行う生産組織等で、生産ほ場が広範囲にわたる場合は、次に定める現場栽培責任者及び現場確認責任者を置くことができる。

(1) 現場栽培責任者 栽培責任者の指導のもとで認証申請に係る農作物の栽培管理の指導を行う者をいう。

(2) 現場確認責任者 確認責任者の統括のもとで認証申請に係る農作物の栽培の管理方法の調査、管理等に係る記録内容の確認及び現場栽培責任者による管理等についての指導を行う者をいう。

(認証の手続き等)

第5条 認証申請者は、センターに対して認証申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 認証申請者（販売者を除く。）は、申請書の提出に先立って所管の山形県総合支庁農業技術普及課（以下「農業技術普及課」という。）から生産計画について指導・助言を得るものとする。

3 認証申請者は、別表1に定めた期間により認証申請書をセンターに提出するものとする。

4 センターの理事長（以下「理事長」という。）は、認証申請に係る書類及び現地の検査を行う検査員を任命し、検査員は書類検査及び現地検査を行って、その結果を理事長に報告する。

5 センターは、検査員の書類検査結果報告書に基づき、速やかに申請内容確認通知書を発行する。

6 センターは、認証申請に係る書類の内容において改善が必要と認める場合は、認証申請者に対し改善を求めることができる。

7 理事長は、検査結果を審査するため別に定める公益財団法人やまがた農業支援センター特別栽培農産物認証審査委員会設置要領の規定に基づき、認証審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するとともに、審査委員を委嘱する。

8 審査委員会は、理事長の指示を受けて前項による書類及び現地検査結果等に基づき申請内容を審査し、その結果を理事長に具申する。

- 9 理事長は、第8項の審査結果に基づき、認証申請及び現地ほ場における栽培管理の内容がガイドラインに準拠していると認められる場合は認証登録を行い、認証申請者に対して速やかに認証登録証（別記様式第3号）を交付する。
- 10 理事長は、第8項の審査結果に基づき、認証申請の内容がガイドラインに準拠していないと認められる場合は、認証申請者に対し、審査結果通知書（別記様式第4号）により認証しない旨を速やかに通知する。
- 11 第9項の規定に基づき認証登録を受けたもの（以下「認証登録者」という。）は、栽培管理の過程において、化学肥料の窒素分量、節減対象農薬の使用回数がガイドラインに準拠しないことが確認され、自ら登録を取下げの場合は、速やかに認証登録取下げ届（別記様式第5号）によりその旨を届出るとともに、認証登録証を返納する。
- 12 認証登録者は、栽培管理の過程において、認証登録内容と実績に不一致が生じた場合、又は、生じることが避けられないと判断した場合は、認証登録内容の変更届（別記様式第6号）により、速やかにセンターに報告する。
- 13 センターは、栽培管理の実施状況等において改善が必要と認める場合は、認証登録者に対し改善を求めることができる。

（認証シールの交付等）

第6条 センターは、第5条第9項の規定により認証登録を行った場合は、認証登録者に対し、速やかに認証シール交付書（別記様式第7号）を付したうえで、認証シールを交付する。

- 2 認証シール交付後において、作柄の好転・荷口の変更によりシールの追加が必要となった場合は、追加交付依頼書（別記様式第10号）を速やかにセンターに提出する。

（認証手数料）

第7条 認証申請者及び認証登録者は、別表2に定める特別栽培農産物認証手数料をセンターが指定する期日までに納付するものとする。

（認証の表示）

第8条 認証登録者は、ガイドラインに基づく表示を行わなければならない。

- 2 認証の表示は認証シールによるものとし、認証登録者は、認証された特別栽培農産物（以下「認証農産物」という。）の出荷及び販売を行う場合には、原則容器包装類に認証シールを貼付するものとする。
- 3 認証登録者は、認証シールの適正な使用及び管理に努めるとともに、認証農産物以外に認証シールを貼付してはならない。
- 4 認証登録者は、別表3に定める認証シール交付手数料をセンターが指定する期日までに納付するものとする。
- 5 認証登録者は、使用しなかった認証シールがある場合、及び第12条第1項又は第2項の規定により認証登録の取り消しを受けた場合には、その認証シールをセンター

に返納しなければならない。この場合、返納されたシールに係る経費は、返還しない。

また、次年度も同じ品目を特別栽培農産物として認証登録を受けた場合は、残りの認証シールを継続使用できる。

(認証申請者及び認証登録者の責務)

第9条 認証申請者及び認証登録者は、ガイドライン及びこの規程を遵守し、認証農産物の栽培管理、品質管理についての記録を行うとともに、出荷及び販売における表示等を適正に行なわなければならない。

(認証登録の有効期限)

第10条 認証登録の有効期限は、第5条第9項による登録を受けた日（以下「登録日」という。）から当該特別栽培農産物の出荷及び販売を終了するまでとする。

(実績報告)

第11条 認証登録者は、認証農産物の生産、出荷及び販売の実績報告書（別記様式第8号）を出荷及び販売終了後1ヶ月以内又は翌年2月末日のいずれか早い期日までにセンターに提出しなければならない。

ただし、翌年2月末日までに出荷及び販売が完了しない場合は、その時点での中間実績を報告するものとする。

(認証登録の取り消し)

第12条 センターは、第5条第12項の報告に基づき栽培管理の実施状況がガイドラインに準拠していないと認められる場合は、当該ガイドラインに準拠していない認証を取り消すことができる。

2 センターは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該認証を取り消すことができる。

(1) 認証シールを不正に使用した場合

(2) 正当な理由なく第13条の規定による理事長の指示に従わなかった場合、報告を怠った場合及び現地審査に応じなかった場合

(3) その他認証制度に関して不正又は不適當な行為を行った場合

3 理事長は、前2項の規定により認証登録を取り消した場合は、その者に認証登録取消し通知書（別記様式第9号）により通知する。

4 第1項の規定により認証を取り消されたものは、認証登録証を速やかに返納しなければならない。

5 第2項の規定により認証を取り消されたものは、次に掲げる事項を履行しなければならない。

(1) 認証農産物としての出荷及び販売の停止

(2) 既に出荷した認証農産物の回収

(3) 認証登録証及び未使用の認証シールの返納

(4) その他、理事長が必要と認める事項

6 不正又は不適切な行為を行った生産者及び販売者は全責任を負うものとし、センターに経過等の報告を行わなければならない。

(指示、報告及び検査)

第13条 センターは、この規程の目的を達成するため必要と認めるときは、認証制度の厳守の徹底、農産物栽培管理方法並びに出荷及び販売の方法の改善、その他必要な措置を講ずるよう認証登録者に指示することができる。

2 センターは、必要に応じて、認証申請者および認証登録者に報告を求め、又は現地審査を実施することができる。

(書類の管理)

第14条 認証登録者は、実績報告後3年間以上認証に係る文書及び記録等の関係書類を保管しなければならない。

(情報の提供)

第15条 センターは、関係団体及び県とともに、認証に関して生産者、消費者、流通業者等に対して普及啓発に努めるものとする。

2 センターは、国、山形県若しくは他の地方公共団体又はその委託を受けた者が利用する場合であって事務に必要な限度で利用し、かつ利用することに相当の理由があると認めた場合は、認定者の氏名・住所、ほ場番号及び面積、認定に係る農林物資の種類、認定の年月日をそれらの者に開示することができる。また、認証申請書で申請者が情報公開を可と表示したものについて、申請組織名、代表者氏名、市町村名、電話番号、認証品目名をホームページ等で公表できるものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。

2 財団法人山形県農業振興機構より認証を受けたものは、第4条第8項により認証登録されたものとみなし、第8条第1項の規定の適用においては、当該認証に係る通知の日をもって、第4条第8項の規定により登録を受けた日とみなす。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月15日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 財団法人やまがた農業支援センター特別栽培農産物認証業務規程第5条（認証の手続き等）に基づいて行われた認証申請及び認証登録は、本業務規程に基づいて行われたものとみなす。

附 則

この規程は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年10月30日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に認証登録を受けているものについては、なお、従前の例による。

別表 1

特別栽培農産物認証申請書の提出期間（業務規程第5条第3項）

回数	対象作物	申請書の提出(受付)期間
第1期	夏どり野菜	2/15～ 3/15
	米生産	
	大豆	
第2期	秋どり野菜	6/20～ 7/10
	そば	
	麦類	
第3期	春どり野菜	12/10～ 2/10
	果樹	
精米に関する販売者		6/15～ 7/31

注1) 収穫時期に関わらず、対象作物の作付け前に申請書を提出する。

注2) 山形県各総合支庁各農業技術普及課には、遅くとも提出期限2週間前までに生産計画を提出し、指導・助言を得ること。

注3) 水稻及び大豆の申請において、生産者及び作付面積等が未確定の場合は、当該申請書の関係書類は、別紙1 生産者名等（小計及び合計の欄に申請予定の生産者数、栽培面積、ほ場数の概数を記載したもの）、別紙2 生産計画、別紙3 出荷計画（概数を記載したもの）又は別紙3-1 出荷販売計画（概数を記載したもの）、及びガイドライン表示とする。

また、精米を行う生産組織等の場合は、付表2 精米施設及び保管場所等の見取り図、付表3 当該年の受払台帳も添付すること。

なお、確定した生産者名等（別紙1-1 生産者名等集計一覧表も含めて）、出荷計画又は出荷販売計画については、5月末日までに提出すること。

別表2

特別栽培農産物認証手数料（業務規程第7条）

区 分		認 証 手 数 料		
		基 本 額	加 算 額	複数申請等の加算額
生 産 生産精米		認証面積 500a まで 7,000 円	認証面積 500a を超える分について 10a 当り 70 円	次の申請等にあつては、基本額及び加算額を各々1/2として算定する。 (1) 同一申請書で複数回の現地検査や審査委員会で審査を行った場合の2回目以降に係る分 (2) 同一生産組織で複数の申請を行い同一日に同一検査員が現地検査を行った場合の2件目以降に係る分 (3) 規程第13条第2項に基づく現地審査を行った場合 (4) 変更届に伴う現地審査を行った場合
精米販売	県内	1日単位 12,000 円 ただし、半日の場合 7,000 円		
	県外	1日単位 12,000 円	旅費及び宿泊費について「山形県職員等の旅費に関する条例」の例によって得た額。	

注) 認証手数料には、別途消費税が加算されます。

【別表2-参考】

区 分	特別栽培農産物認証手数料 (消費税は別途加算)				
	基本額及び加算額		複数申請同一日現地検査の加算額※		複数回検査等の加算額
	認証面積500aまで	認証面積500aを超える分の加算額	認証面積500aまで	認証面積500aを超える分の加算額	複数回の現地検査、現地審査に伴う変更届等
生 産 生産精米	7,000 円	10a 当り 70 円	基本額の 1/2	加算額の 1/2	各々 1/2

※「複数申請同一日検査」の算定は、栽培面積の一番大きい申請を「1件目」として基本額及び加算額を適用し、2件目から基本額の1/2及び加算額の1/2を適用します。

別表 3

認証シール交付手数料（業務規程第 8 条第 4 項）

区 別	大シール	小シール
単価	5 円/枚	3 円/枚

注 1) 他に消費税、送料が加算されます。

注 2) 認証シールは 10 枚単位で交付します。

15. 特別栽培農産物認証申請書等の様式一覧

《申請様式》

様式第1号(甲.乙)	山形県特別栽培農産物認証申請書	107
様式第2号	現場栽培責任者及び現場確認責任者の配置計画	109
別紙1-1	生産者等集計一覧表	110
別紙1	生産者名等	111
別紙2	生産計画	112
別紙2	生産実績	113
別紙3(申請区分1・2)	出荷計画(出荷実績)	114
別紙3-1(申請区分3・4)	出荷販売計画(出荷販売実績)	115
別紙4(申請区分5)	販売計画(販売実績)	116
ガイドライン表示		117
付表1	生産ほ場の周辺地図(現地検査時に提出)	118
付表2	精米施設及び保管場所等の見取り図	119
付表3	特別栽培米受払台帳	120

《認証登録様式》

様式第3号	山形県特別栽培農産物認証登録証	121
様式第4号	山形県特別栽培農産物認証申請審査結果通知書	122
様式第5号	山形県特別栽培農産物認証登録取下げ届	123
様式第6号	山形県特別栽培農産物認証登録内容の変更届	124
様式第7号	山形県特別栽培農産物認証シール(追加)交付書	125
様式第8号	山形県特別栽培農産物認証実績報告書	126
様式第9号	山形県特別栽培農産物認証登録取消し通知書	127
様式第10号	山形県特別栽培農産物認証シール追加交付依頼書	128

《検査関係様式》

様式第11号	山形県特別栽培農産物認証申請書内容確認通知書	129
検査様式第3号	書類検査における指摘事項に対する改善報告書	130
検査様式第6号	現地検査における指摘事項に対する改善報告書	131
検査様式第8号	特別栽培農産物認証に係る現地検査時未確認ほ場の 確認について	132
検査様式第9号	特別栽培農産物認証に係る現地検査ほ場再確認結果記録 (不適正と判断された事項のあるほ場)	134

※申請書様式は、農サポやまがた（公益財団法人やまがた農業支援センター）の
ホームページからダウンロードできます。
<http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp> から「農産物認証について」へアクセスして下さい。

山形県特別栽培農産物認証申請書

令和 年 月 日

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 駒 林 雅 彦 殿

申請者 生産組織等名
申請(代表)者名
郵便番号
住所・所在地
電話番号
FAX番号
E-mail

このことについて、公益財団法人やまがた農業支援センター特別栽培農産物認証業務規程第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、認証を受けるにあたっては、上記規程を遵守します。

記

1 申請区分

申請区分	区分内容	現場栽培責任者等の有無
1	生産	—
2	生産	現場栽培責任者、現場確認責任者を配置する。
3	生産・精米	—
4	生産・精米	現場栽培責任者、現場確認責任者を配置する。
5	精米・販売	—

※該当する申請区分欄の番号に○を付す。

本申請書の添付資料は次のとおりとなりますので、十分確認の上提出してください。

添付資料		申請区分				
		1 生産	2 生産	3 生産精米	4 生産精米	5 精米販売
様式第2号	現場栽培責任者及び現場確認責任者の配置計画	—	○	—	○	—
別紙1	生産者名等	○	○	○	○	—
別紙1-1	生産者等集計一覧表	※1				
別紙2	生産計画	○	○	○	○	—
別紙3	出荷計画	○	○	—	—	—
別紙3-1	出荷販売計画	—	—	○	○	—
別紙4	販売計画	—	—	—	—	○
	ガイドライン表示	○	○	○	○	○
付表1	生産ほ場周辺図	※2				
付表2	精米施設及び保管場所等の見取り図	—	—	○	○	○
付表3	当該年の特別栽培米受払台帳	—	—	○	○	○
	農業技術普及課の指導助言資料	○	○	○	○	—
	含有化学合成窒素成分割合等の証明資料	○	○	○	○	—

※1 広域生産組織や多品種申請の場合、地域・現場確認責任者・品種ごとの集計一覧表(別紙1-1)を添付する。

※2 申請時は提出不要、現地検査時に提出できるよう準備する。

2 申請担当者連絡先

氏名	電話番号	
	携帯電話	
FAX	E-mail	
部署名		

センター受付

資料送付先	〒 -
-------	-----

※「申請者」欄の住所・連絡先と異なる場合は必ず記入する。

様式第1号(乙)

3 栽培責任者 (申請区分①、②、③、④は必ず記入、⑤は記入しない。)

氏名			
電話番号		FAX	
住所			
組織名		役職	

※がイロ表示を組織名とする場合は氏名欄に組織名、代表者名又は担当部署名を、その後に()書きで総括責任者名を記入する。
 ※責任者名を組織名で表示する場合、「住所」は「所在地」とすること。

4 確認責任者 (申請区分①、②、③、④必ず記入、⑤は記入しない。)

氏名			
電話番号		FAX	
住所			
主な履歴	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		

※がイロ表示を組織名とする場合は氏名欄に組織名、代表者名又は担当部署名を、その後に()書きで総括責任者名を記入する。
 主な履歴欄はその者の履歴を3～4つ程度記入する。

※責任者名を組織名で表示する場合、「住所」は「所在地」とすること。

5 精米責任者 (申請区分③、④、⑤は必ず記入、①、②は記入しない。)

氏名			
電話番号		FAX	
住所			
組織名		役職	

※責任者を組織名とする場合は氏名欄に組織名を、その後に()書きで総括責任者名を記入する。

※責任者名を組織名で表示する場合、「住所」は「所在地」とすること。

6 精米確認者 (申請区分③、④、⑤は必ず記入、①、②は記入しない。)

氏名			
電話番号		FAX	
住所			
主な履歴	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		

※がイロ表示を組織名とする場合は氏名欄に組織名、代表者名又は担当部署名を、その後に()書きで総括責任者名を記入する。
 主な履歴欄はその者の履歴を3～4つ程度記入する。

※責任者名を組織名で表示する場合、「住所」は「所在地」とすること。

7 認証シール枚数

項目	大シール	小シール	計	備考
貼付総枚数				
残シール枚数				①実績枚数 ②最終見込み枚数
交付申請枚数				

※貼付総枚数は別紙3出荷計画、別紙3-1出荷販売計画、別紙4販売計画の枚数を記入する。

※残シール枚数の計上区分について、①又は②のいずれかに○を付す。

※交付申請枚数は10枚単位に切り上げて記入する。

8 農家数(戸)

延戸数	実戸数

9 情報開示の可否

可	否

※「可」に○を付すと当センターのホームページ上の認証登録一覧に、「品目・申請組織名・代表者名・市町村名・電話番号」を掲載します。

現場栽培責任者及び現場確認責任者の配置計画

令和 年 月 日

1 現場栽培責任者及び現場確認責任者の担当する地域

担当地域：

2 現場栽培責任者

氏名		電話番号	
F A X			
住所			
組織名		役職	

3 現場確認責任者

氏名		電話番号	
F A X			
住所			
勤務先			
主な履歴	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		

【注】「勤務先」欄への記入は、JA等の組織申請に限る。

4 担当地域の農家数(戸)

延戸数	実戸数

※現場栽培責任者、現場確認責任者のいずれか一方を配置する場合は、もう一方の欄に斜線を引くか、氏名欄に「配置なし」と記入する。

※配置人数が多い場合は、本様式における所定事項を網羅した一覧表形式として差し支えない。

令和 年 特別栽培農産物認証申請 生産者等集計一覧表

自動計算のセル

品種・作物名／集計区分																					計	
現場確認責任者名																						
	栽培面積(a)																					0.0
	延戸数																					
	ほ場数																					
	栽培面積(a)																					0.0
	延戸数																					
	ほ場数																					
	栽培面積(a)																					0.0
	延戸数																					
	ほ場数																					
	栽培面積(a)																					0.0
	延戸数																					
	ほ場数																					
	栽培面積(a)																					0.0
	延戸数																					
	ほ場数																					
	栽培面積(a)																					0.0
	延戸数																					
	ほ場数																					
計	栽培面積(a)																					0.0
	延戸数																					
	実戸数																					
	栽培面積(a)																					0.0
	延戸数																					
	ほ場数																					

※集計一覧表の作成を要する条件：①支所等の単位で複数の現場確認責任者を配置する場合、②複数の市町村に生産者が存在する場合、③単一地域であるが同一作物について複数の生産計画を策定している場合等、④別紙1「生産者名等」の集計点検及び現地確認作業が容易でないと判断される場合とする。

※集計の第1キーは「生産者の所在市町村」とすること。

※農家実戸数は栽培面積の最も大きい作物でカウントする。なお、分類集計に時間を要する場合等は計欄に一括記入しても差し支えない。

※多品種により1枚で集計しきれない場合は、「計行の前に行コピー ⇒ 計欄の計算式修正」を行って、2ページわたる集計を行う。

別紙1

生産者名等

作物・作型 品 種	生産者名	生産者住所	生産ほ場所在地	栽培面積 (a)	ほ場番号 (新規に○)	ほ場確認 (備考)
小 計	延戸数 戸			a	ほ場数	確認ほ場数
小 計	延戸数 戸			a	ほ場数	確認ほ場数
品種計	延戸数 戸			a	ほ場数	確認ほ場数
小 計	延戸数 戸			a	ほ場数	確認ほ場数
小 計	延戸数 戸			a	ほ場数	確認ほ場数
品種計	延戸数 戸			a	ほ場数	確認ほ場数
合 計	延戸数 戸 実戸数 戸			a	ほ場数	確認ほ場数

※作物・作型・品種欄は、適用される別紙2生産計画毎に小計を取るよう記載する。
 ※ほ場番号は申請全ほ場の通し番号を原則とする。現地検査はほ場番号で確認します。新規申請ほ場はほ場番号を丸で囲むこと。
 ※延戸数は作物・作型・品種毎の生産者数を計上、実戸数はこれらから重複生産者を除いた実数を計上すること。
 ※広域生産地域、多品種申請にあっては、別紙1-1による集計一覧表を作成し、本表の前に添付すること。

令和 年 生産計画

備考

栽培責任者		確認責任者		現地等確認欄 ※3				生産実績確認欄			
住所:		住所:		ほ場確認 令和 年 月 日 確認責任者							
氏名:		氏名:		栽培管理 令和 年 月 日 確認責任者							
TEL:		TEL:		状況確認							

作物、作型 (品種) (面積) (収量) ※1	作業状況 ※2		使用資材											
			施肥・土づくり					病害虫・雑草防除等					その他資材	
	作業名	月日	名称 (N-P-K%)	化学由来N%	10a当たり使用量		使用時期		名称 (成分名)	希釈倍率	散布量	使用方法	使用時期	名称及び 使用方法
					現物量	化学由来N量	計画							
作物・品種 面積(a) 収量 (kg/10a)	収穫終了		育 苗											
	播種													
	移植		本 田 ・ 本 畑											
	収穫													
			慣行レベルの窒素成分量 kg	合計	化学肥料由来の窒素成分量 kg 慣行対比	慣行レベルの成分回数 回	合計： うち殺菌 回、殺虫 回、除草 回、その他 回 慣行対比	削減						

※1 慣行レベルの表の「品目名・作型等」ごとに作成する。同一慣行レベルの品種をまとめて作成してもよい。この際には品種、面積、収量を数段にして記載する。

※2 作業状況欄には、施肥、防除以外の主な作業を記入すること。

※3 確認責任者は、ほ場確認、栽培管理状況確認を行い、その内容について適正と確認した場合に、確認年月日、氏名を記入すること。

※4 各責任者名を組織名で表示する場合、「住所」は「所在地」とすること。

令和 年 生産実績

備考

栽培責任者		確認責任者		現地等確認欄 ※3			生産実績確認欄 ※4		
住所:	住所:	ほ場確認 令和 年 月 日 確認責任者			令和 年 月 日				
氏名:	氏名:	栽培管理 令和 年 月 日 確認責任者			確認責任者				
TEL:	TEL:	状況確認							

作物、作型 (品種) (面積) (収量) ※1	作業状況 ※2		使用資材												
	作業名	月日 (実績)	名 称 (N-P-K%)	化学由 来N%	施肥・土づくり				病害虫・雑草防除等				その他資材		
					10a当たり使用量		使用時期		名 称 (成分名)	希釈倍率 (実績)	散布量 (実績)	使用方法 (実績)		使用時期 (実績)	名称及び 使用方法
					現物量	化学由 来N量	計画	実績							
作物・品種 面積(a) 収量 (kg/10a)	収穫終了		育												
	播種		苗												
	移植		本 田 ・ 本 畑												
	収穫														
				慣行レベルの窒素成分量 kg	合計	化学肥料由来の窒素成分量 kg 慣行対比	慣行レベルの成分回数 回	合計： うち殺菌 回、殺虫 回、除草 回、その他 回 慣行対比	回	削減					

※1 慣行レベルの表の「品目名・作型等」ごとに作成する。同一慣行レベルの品種をまとめて作成してもよい。この際には品種、面積、収量を数段にして記載する。
 ※2 作業状況欄には、施肥、防除以外の主な作業を記入すること。
 ※3 確認責任者は、ほ場確認、栽培管理状況確認を行い、その内容について適正と確認した場合に、確認年月日、氏名を記入すること。
 ※4 確認責任者が、生産実績の内容について適正と確認した場合に、確認年月日、氏名を記入すること。
 ※5 各責任者名を組織名で表示する場合、「住所」は「所在地」とすること。

令和 年 出荷計画 (出荷実績)

出荷実績確認欄 ※4											
令和 年 月 日											
確認責任者											
作物及び作型 (品種) ※1	出荷 期間	形態別出荷数 (上段:包装単位の重量、下段:出荷袋等の数)						出荷量計 ※2	出荷先 ※2 (団体等所在地)	認証シール使用 枚数 ※3	
		フレコン(kg)	バラ(kg)	束(kg)	箱(kg)	袋(kg)	その他				
	月 日 ～ 月 日									大	枚
										小	枚
										大	枚
										小	枚
										大	枚
										小	枚
										大	枚
										小	枚
										大	枚
										小	枚
										大	枚
										小	枚
										大	枚
										小	枚
計	袋数(上段) 出荷量(下段)									大	枚
										小	枚

- 114 -

※1 同じ作物で作型が異なる場合は、作型毎に記入する。
 ※2 総出荷量をkg単位記入すること。また、申請時に出荷先未定の場合は「出荷先」欄は「未定」と記入する。
 ※3 認証シール使用枚数は、全ての貼付枚数を記入する。
 ※4 実績報告書の提出時は、出荷実績について確認し適正と認めた場合に、最終確認年月日、確認責任者氏名を記入すること。
 ※5 出荷先を自分(自らの団体)としてはならない。自己加工原料向けについては、その旨を記入する。

令和 年 出荷販売計画 (出荷販売実績)

(上段:袋数、下段kg)										出荷販売実績確認欄 ※6								
										令和 年 月 日								
										確認責任者								
										精米確認者								
作物及び作型 (品種)※1	出荷販売期間	玄米生産量(生産計画から算出) ※2				形態別出荷販売数 (玄米生産量を出荷形態別に振分ける) ※3								出荷販売量(kg) ※4		※5 出荷販売先 (販売店等所在地)	認証シール使用枚数	備 考
		形態	kg/袋	袋数	数量	表示区分	7L(1080kg)	袋(30kg)	袋(10kg)	袋(5kg)	袋(2kg)	袋(kg)	袋(kg)	玄米	精米			
	月 日 ～ 月 日																大 枚 小 枚	
																	大 枚 小 枚	
																	大 枚 小 枚	
																	大 枚 小 枚	
																	大 枚 小 枚	
																	大 枚 小 枚	
																	大 枚 小 枚	
																	大 枚 小 枚	
																	大 枚 小 枚	
																	大 枚 小 枚	
																	大 枚 小 枚	
																	大 枚 小 枚	
計						袋数											大 枚 小 枚	
						数量												

※1 同一作物で作型・品種が異なる場合は、作型品種毎及び出荷販売の形態別、出荷販売先別に記入する。
 ※2 玄米生産量欄は「栽培面積×10a当り収穫量」を基本として記入する。
 ※3 形態別出荷販売数欄の「袋(kg)」は実態に則した容量に訂正して記入する。
 ※4 上段には出荷販売袋数等の計、下段には出荷販売量の計を記入する。
 ※5 申請時に出荷販売先未定の場合、出荷販売先欄は「未定」と記入する。
 ※6 実績報告書の提出時は、出荷実績について確認し適正と認めた場合に、最終確認年月日、確認責任者氏名を記入する。
 ※7 出荷販売計画の変更、認証シール追加交付依頼、実績報告書の提出にあたっては、変更前・変更後を別葉で提出して差し支えない。
 ※8 記載行が不足する場合は複数ページで作成し、最終ページ以外は「計」をページ毎の「小計」に訂正する。

ガイドライン表示

品種名

パターン区分

【生産出荷用】

農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培〇〇	節減対象農薬の使用状況		
	使用資材名	用途	使用回数
節減対象農薬： 化学肥料(窒素成分)： 栽培責任者 住所 山形県 連絡先 確認責任者 住所 山形県 連絡先			

【精米販売用】

農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培〇〇	節減対象農薬の使用状況		
	使用資材名	用途	使用回数
節減対象農薬： 化学肥料(窒素成分)： 栽培責任者 住所 山形県 連絡先 確認責任者 住所 山形県 連絡先 精米確認者 住所 山形県 連絡先			

注1 可能な限り、実際に貼付する様式のもの添付すること。

注2 名称の表示は、「特別栽培農産物」又は「特別栽培〇〇」とする。

※「〇〇」は、県が定める慣行レベルで示す品目名（水稲の場合は「米」）とする。

注3 複数の品種、複数の生産パターンで申請する場合は、生産パターンと表示内容の関連を「品種名」、「パターン区分」で明らかにすること。

注4 農薬の使用表示

農薬を全く使用していない場合

「農薬：栽培期間中不使用」

節減対象農薬以外の農薬のみを使用している場合

「節減対象農薬：栽培期間中不使用」

節減対象農薬を使用している場合

「節減対象農薬：当地比 ○割減」

この場合、節減対象農薬以外の使用資材名(成分名)は表示しない。

注5 化学肥料の使用表示

窒素成分を含む化学肥料を使用していない場合

「化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用」

窒素成分を含む化学肥料を使用している場合

「化学肥料(窒素成分)：当地比 ○割減」

注6 栽培責任者、確認責任者、精米確認者の表示を個人名とする場合は「住所」、組織名とする場合は

「所在地」とし、記入した内容は様式第1号(乙)と一致すること。

注7 住所、所在地は原則として「山形県」から記入すること。

注8 節減対象農薬の使用状況について、容器や包装又は票片に表示できない場合は、ホームページ等で表示を行うものとし、消費者が情報入手可能なアドレス等を一括表示枠内に掲載する。

注9 テープ、シール等による略式表示

(7)表示ガイドラインに準拠している旨の表示、(イ)特別栽培農産物の名称、(ウ)栽培責任者又は確認責任者の氏名(又は組織名)、(7)及び(イ)を除く全ての表示項目に関する情報入手方法を表示する。

詳しくは、国の表示ガイドライン別記3略式表示例を参照のこと。

注10 表示禁止事項

表示ガイドラインで示される表示事項以外の表示、「天然栽培、自然栽培」等紛らわしい用語、通常のものより優良又は有利であると誤認させる用語、当該農産物の栽培方法や品質等を誤認させる文字・イラスト・写真等、更に「無……」、「減……」等は表示枠外であっても表示してはならない。

※ 申請において実際に使用しない不用な表示枠、表示項目は削除して提出すること。

生産ほ場の周辺地図 (別図代用可)



注1 各々のほ場規模や位置、近隣の土地の使用状況がわかるように記入すること。

注2 近隣にある河川、工場、ゴルフ場、焼却施設を記入すること。

注3 空中散布が行われている地域にあっては、空中散布が行われている地域とほ場の位置関係がわかるように記入すること。

注4 方角を記入し、ほ場番号を明確にすること。

注5 本資料は現地検査時に使用するので準備しておくこと。(申請時の提出は必要ない。)

精米施設及び保管場所等の見取り図

施設所在地・所有者	

注1 保管場所、作業所の広さ(寸法)を示すこと

注2 精米機等の配置が分かるように記入すること

注3 出入り口を明記すること

注4 複数の施設を使用する計画の場合は、全ての施設について提出すること

やま農セ第 号

山形県特別栽培農産物認証登録証

様

令和 年 月 日付けで認証申請のあったことについて公益財団法人やまがた農業支援センター特別栽培農産物認証業務規程第5条第9項の規定により認証登録したことを証します

記

1. 認証番号 山形認証 (〇〇) R - 〇〇〇〇

2. 認証内容

作物名・作型等	山形県慣行レベルに対する節減割合 (節減対象農薬成分回数/化学由来窒素成分量)	認証面積 (a)

令和 年 月 日

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 駒 林 雅 彦

様式第4号

山形県特別栽培農産物認証申請審査結果通知書

番 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 駒 林 雅 彦

令和 年 月 日付で認証申請のあったことについて、公益財団法人
やまがた農業支援センター特別栽培農産物認証業務規程第5条第10項の規定により、
審査結果を通知します。

記

審査結果

--

様式第5号

山形県特別栽培農産物認証登録取下げ届

令和 年 月 日

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 駒 林 雅 彦 殿

申請者 生産組織等名
申請(代表)者名
住所・所在地
電話番号

このことについて、令和 年 月 日付けで認証登録されましたが、下記の理由から
認証登録を取下げしますので、公益財団法人やまがた農業支援センター特別栽培農産物業務規
程第5条第11項の規定により、認証登録証及び認証シールを添えて届出ます。

記

- 1 認証番号
- 2 取下げの理由

山形県特別栽培農産物認証登録内容の変更届

令和 年 月 日

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 駒 林 雅 彦 殿

申請者 生産組織等名
申請(代表)者名
住所・所在地
電話番号
認証番号

令和 年 月 日付けで認証登録された内容について、下記のとおり変更が生じたので、公益財団法人やまがた農業支援センター特別栽培農産物業務規程第5条第12項の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 変更前後の認証内容等
変更前

変更後

2 変更理由

3 関係書類(添付した書類の先頭に○を付す)

様式第1号の乙 (認証シールの増、残シール枚数を変更する場合)

- 別紙1 生産者名等
- 別紙1-1 生産者等集計一覧表
- 別紙2 生産計画
- 別紙3 出荷計画
- 別紙3-1 出荷販売計画
- 別紙4 販売計画
- 付表2 精米施設及び保管場所等の見取り図
ガイドライン表示 (写)

面積・品種の変更、ほ場の削除追加等は、見え消しでの記載を原則とし、それが困難な場合は一覧表に整理する。

山形県特別栽培農産物認証シール《追加》交付書

やま農セ第 号
年 月 日

様

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 駒 林 雅 彦

令和 年 月 日付けで認証登録された内容(追加交付依頼のありました件)について、公益財団法人やまがた農業支援センター特別栽培農産物認証業務規程第6条第1項(第2項)の規定に基づき認証シールを《追加》交付します。

記

1 認証シール交付枚数

交付対象作物名	大 シ ー ル		小 シ ー ル	
	枚数	番 号	枚数	番 号

※追加交付の場合は_____の部分()の内容に置き換えし、更に《 》内を挿入する。

山形県特別栽培農産物認証実績報告書

令和 年 月 日

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 駒 林 雅 彦 殿

申請者 生産組織等名
申請(代表)者名
住所・所在地
電話番号

このことについて、公益財団法人やまがた農業支援センター特別栽培農産物認証業務規程第11条の規定により、関係資料を添えて報告します。

1 認証番号

※記載例「山形認証(生産) R〇〇-A001」

2 報告区分

確定(最終)		中	間
--------	--	---	---

※確定(最終)の場合は「〇」、中間の場合は「報告基準日」をそれぞれの右欄に記入する。

3 認証シール使用枚数

項 目	大シール	小シール	計
(1) 当年 交付枚数			
(2) 前年 残シール			
(3) 当年 使用枚数			
(4) 当年 残シール枚数	0	0	
(5) 残シール番号 (別紙でも可)			

4 当年残シールの取り扱い (残シールなしの場合は記入不要)

い ず れ か に 〇		残シールは、適正に管理し次年に使用します
		残シールを返納しますので、確認のうえ処分願います
		残シール 枚を 月 日に下記により処分しました [処分場所: 処分方法: 確認者:]

5 関係書類 (添付した書類の先頭に〇を付す)

- 別紙1 生産者名等
- 別紙1-1 生産者等集計一覧表
- 別紙2 生産実績
- 別紙3 出荷実績
- 別紙3-1 出荷販売実績
- 別紙4 販売実績(精米販売の場合)
- ガイドライン表示

認証登録内容と実績内容を対比し変更箇所を明らかにすること。

(貼付した現物(コピー可)、又は原稿を印刷したものを添付すること。)

山形県特別栽培農産物認証登録取消し通知書

やま農セ第 号
年 月 日

様

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 駒 林 雅 彦

令和 年 月 日付けで認証登録したことについて、下記理由により不適正であることが判明しましたので、公益財団法人やまがた農業支援センター特別栽培農産物認証業務規程第12条第2項第2号の規定により認証登録を取り消します。同規程第12条第3号の規定により通知します。

記

1 認証番号

--

2 取消し理由

--

山形県特別栽培農産物認証シール追加交付依頼書

令和 年 月 日

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 駒 林 雅 彦 殿

申請者 生産組織等名
申請(代表)者名
住所・所在地
電話番号
認証番号

このことについて、下記のとおり追加交付を依頼します。

記

1 交付対象品目

2 交付依頼内訳

項 目	大シール	小シール	計	備 考
本年 交付枚数				①
前年 残シール				②(依頼時の実枚数による)
小計(現在のシール在庫数)				③=①+②
変更 当年 使用枚数				④
追加交付依頼枚数				⑤=④-③ (10枚単位切上げ)

3 追加交付の具体的理由

4 希望追加交付月日 令和 年 月 日

5 添付書類(添付した書類の先頭に○を付す)

- 別紙 2 生産計画(変更) …… 計画反収の変更による場合
- 別紙 3 出荷計画(変更)
- 別紙 3-1 出荷販売計画(変更)
- 別紙 4 販売計画(変更)

※添付資料は変更前後が明らかに分かるよう見え消しでの記入を原則とする。
 ※添付資料は、認証業務規程第5条第12項に規定する「変更届」と同等の扱いを受けることから、次の認証シール追加交付依頼書、変更届、実績報告書の提出の際には必ず反映させること。

山形県特別栽培農産物認証申請書内容確認通知書

管理番号（ - ）

やま農セ第 号
年 月 日

様

公益財団法人やまがた農業支援センター
理事長 駒 林 雅 彦

令和 年 月 日付けで認証申請のあったことについて、公益財団法人やまがた農業支援センター特別栽培農産物認証業務規程第5条第4項に基づき書類検査を行った結果は下記のとおりでしたので、業務規程第5条第5項により通知します。

指摘事項がある場合は、訂正を行い指定期日までに報告して下さい。

なお、書類検査結果及び現地検査結果について、後日認証審査委員会で審査が行われ、現地検査後約2か月程度で認証登録となりますので御了知ください。

記

1 申請書類検査月日 令和 年 月 日

2 内容確認結果

区 別	申請書の内容確認結果
	申請内容は、適正と確認しました。 なお、特別栽培農産物認証業務規程を遵守し、適切な栽培管理を行ってください。
	別添「特別栽培農産物認証申請書書類検査による指摘事項」のとおりです。 指示に従って改善報告書を提出してください。

3 「書類検査結果に基づく指摘事項に対する報告」

提出期限 令和 年 月 日

